

議第16号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を別紙のとおり変更する。

平成31年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約案

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年1月10日総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第4条第4号中「及び自動車取得税」を削り、「第442条第2号」を「第442条第5号」に、「同条第4号」を「同条第7号」に改める。

附 則

この規約は、平成31年10月1日から施行する。